

東秩父村の水道料金と公共浄化槽（村設置浄化槽）使用料の改定について

〈水道料金について〉

10月1日から料金を改定します。

事業全体で20%の値上げを行いますが、口径と使用量によって値上げ率が変わってきます。例えば、1か月の水道使用量が少ない（5 m³以内）ご家庭等であれば、下記表のようになります。それ以外については、下記の二次元コードから水道料金早見表をご覧ください。

また、10月の水道メーター検針は10月1日以降に実施させていただきますので、従来に比べ検針が遅くなります。

口径	1か月5 m ³ 以内の水道料金			割合
	現行	改定後	差額	
mm	円	円	円	%
13	1,480	1,620	140	9.5
20	1,540	1,900	360	23.4



〈浄化槽使用料について〉

令和9年4月1日使用分から値上げの料金改定を行います。

現行では人槽ごとに使用料を毎月納付していただいておりますが、令和9年4月1日より、「個人」、「村管理公共施設」、「その他」の用途別に分類し、改定します。

期日	令和9年3月31日 使用分まで		令和9年4月1日使用分より					
人槽	現行		改正後					
			個人（10%）		村管理公共施設（30%）		その他【法人等】（20%）	
	月額使用料	年額使用料	月額使用料	年額使用料	月額使用料	年額使用料	月額使用料	年額使用料
人槽	円	円	円	円	円	円	円	円
5	4,400	48,000	4,000	52,800	5,200	62,400	4,800	57,600
7	4,420	53,040	4,860	58,320	5,740	68,880	5,300	63,600
10	5,540	66,480	6,090	73,080	7,200	86,400	6,640	79,680
25	13,070	156,840	—	—	16,990	203,880	—	—
40	18,240	218,880	—	—	—	—	21,880	262,560
50	22,330	267,960	—	—	29,020	348,240	—	—

※この記事に記載されている金額については、日本円で消費税は含まれておりません。

●問 合 せ 建設課 ☎82-1222

村営住宅入居者募集のお知らせ

次のとおり村営住宅の入居者を募集しますので、入居を希望される方はお申し込みください。

●住 宅 名 皆谷住宅3号棟、11号棟（募集戸数：2戸）

●住 所 東秩父村大字皆谷15番地1

●申込受付期間 入居者決定まで（土・日・祝日を除く）
ただし、入居者審査は1か月毎に行います。

●申込受付場所 東秩父村役場建設課内

●申込方法 希望者本人または親族の方が申込書および必要書類を建設課窓口まで提出

●入居資格・選考基準 住宅に困窮しており、東秩父村で定めた収入基準条件に適合する方の中から困窮度の高い方

●問 合 せ 建設課 ☎82-1222 ※詳細はHPもしくは窓口にお問い合わせください。